

【成田市】

がん検診(肺がん)チェックリスト 検診機関別回答一覧			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	実施 (○)計	実 施 率
1. 対象者への説明			医療法人 社団 済 生 会 成 田 病 院	医療法人 社団 済生会 成田病院	石原医療 センター	医療法人 社団 BreastCare 成田クリニック デ・ホルツ クリニック	立花内科 医院	麻野ク リニック	医療法人 社団 済 生 会 成 田 病 院	医療法人 社団 済 生 会 成 田 病 院	黒田内科 診療所	大田ク リニック	医療法人 社団伊藤 医院	片岡内科 循環器科 医院	医療法人 社団中島 医院	つかみア ミーアク リニック	いしがみ 院	成田市 済生会 大塚診 療所	医療法人 社団福崎 成りひの 内科	医療法人 社団江正 会 成田 内科	国保医院	根本内科 外科医院	聖マリア 会病院	美郷台木 内クリニック			
★	(1)	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（増設検診で要精密検査となった場合は、増設検診の受検は不適切であることなど）を説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(2)	精密検査の方法について説明しましたか （精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(3)	精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか ※精密検査結果は、個人の同意なくとも、市区町村や検診機関に対して提供可能（個人情報保護法上の例外事項として認められています）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(4)	検診の有効性（胸部エックス線検査及び喫煙者への増設検診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(5)	検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(6)	肺がんがわが国のがん死亡上位に位置することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	22	95.7%
	(7)	禁煙及び肺癌治療等、肺がんに関する正しい知識の普及を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
2. 質問(問診)、及び撮影の精度管理																											
★	(1)	検診項目は、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が500以上だった者（過去における喫煙者を含む）への増設検診となりましたか [※] ※質問のみでも十分にリスクを把握できる必要はなく、喫煙者に自分の質問項目を記録させることももって代えることができます。 また、喫煙歴がないについては、「1年100本以上の喫煙」を「喫煙歴あり」とみなします。	○	×	×	-	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	-	×	○	-	○	○	○	○	○	11	55.0%
	(2)	質問（問診）では喫煙歴、肺がんの可能性の有無を必ず問取り、かつ、過去の喫煙の喫煙状況を問取りましたか。 また喫煙6か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診でなくすみやかに専門機関を受診し、検査を行うように勧めましたか [※] ※自覚症状がなかった場合は、検診→読影→読影するリスクが半減すればと説明してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(3)	質問（問診）記録は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(4)	肺がん検診に適切な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の画像の評価と、それに基づく指導を行いましたか	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	95.7%
	(5)	撮影機器の種類（直接・間接撮影、デジタル方式 [※] ）、フィルムサイズ、モニタ撮影の有無を仕様書 [※] に明記し、日本肺癌学会が定める、肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影しましたか ※デジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める撮影条件を用いることを推奨します。 ※画像撮影と読影は放射線科医が行う必要のある事項であることを明示し、放射線科医でなければならぬ形で委託する市区町村に報告していただくこと。 ※画像撮影（もしくは読影結果）が読影医に明記した画像を撮影・撮影方法が学会のガイドラインに準拠している場合については、日本肺癌学会に報告すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(6)	胸部エックス線検査に関する重要な機軸及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
3. 胸部エックス線読影の精度管理																											
★	(1)	自治体や医師会から定められた場合、読影医の人数（読影医の氏名、生年、所属機関、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合は専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する読影検討会や読影講習会」の受講の有無等）を報告していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	22	100.0%
	(2)	読影は二重読影を行い、読影に従事する医師は下記の要件 [※] を満たしていますか ※読影医の要件 ①第一読影医・検診機関などで検診される「肺がん検診に関する読影検討会や読影講習会」に年1回以上参加していること ②第二読影医・読影医1名以上の医師が検診に携わること ③15年以内の肺がん検診読影経験があり、かつ読診機関などで検診される「肺がん検診に関する読影検討会や読影講習会」に年1回以上参加している ④25年以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ読診機関などで検診される「肺がん検診に関する読影検討会や読影講習会」に年1回以上参加している	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	95.7%
	(3)	2名の読影医のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影しましたか ※二重読影の結果、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会が肺がん検診委員会）の「肺がん検診における胸部エックス線検査と読影医の役割」の「2. 読影医の役割」を参照してください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	22	100.0%	
	(4)	比較読影の方法は、「読影委員会等」を設置して読影する（あるいは読影委員会等に委託する）、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	22	100.0%	
	(5)	シミュレーション・読影用モニタなどの機軸に関しては、日本肺癌学会が定めた基準に準拠しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	22	100.0%	
	(6)	読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会が肺がん検診委員会）の「肺がん検診における胸部エックス線検査の判定基準と指導区分」によって行いましたか ※地域読影・読影指導医等の要領等はE判定のみです。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	22	100.0%	
	(7)	胸部エックス線読影は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(8)	胸部エックス線検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
4. 喀痰細胞診の精度管理																											
★	(1)	検診の業務を委託する場合 [※] は、その委託機関（施設名）を仕様書等 [※] に明記しましたか ※業務を委託していない場合は回答不要です。 ※委託機関の「がん」をあげていただくこと（依頼しないでも可）。 ※委託業務はがん検診の業務と関係のないものであっても、関係する業務があればと記載してください。 ※委託業務の業務内容は、委託先の仕様書等に明記してください。	○	-	○	-	○	-	-	-	-	×	×	×	-	-	○	-	-	-	-	×	-	○	○	6	60.0%
	(2)	採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗抹し、湿潤の上、パピロウ染色を行いましたか	-	-	○	-	○	-	-	-	-	×	×	×	×	-	-	○	-	-	-	×	-	-	4	50.0%	
	(3)	国立標準の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行いましたか	-	-	○	-	○	-	-	-	-	×	×	×	-	-	○	-	-	-	-	×	-	-	4	50.0%	
	(4)	同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングしましたか	-	-	○	-	○	-	-	-	-	×	×	×	-	-	○	-	-	-	-	×	-	-	3	42.9%	
	(5)	がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか [※] ※がん発見例については必ず見直しを実施してください。 ※がん発見例がない場合でも、関係する業務があればと記載してください。	-	-	○	-	○	-	-	-	-	×	×	×	×	-	-	○	-	-	-	×	-	-	3	42.9%	
	(6)	標本は少なくとも5年間は保存していますか	-	-	○	-	○	-	-	-	-	×	×	×	-	-	○	-	-	-	-	×	-	-	3	42.9%	
	(7)	検診結果の報告率は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	50.0%
5. システムとしての精度管理																											
★	(1)	受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内 [※] にされましたか ※市区町村を介して検診結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知しなければなりません。	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	19	82.6%
	(2)	がん検診の結果及びそれに限る情報 [※] について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※検診結果・検診結果報告書に必ず記載する必要があります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(3)	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果 [※] （診断、治療方法、手術有無、再発再検結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の機密的な把握に努めましたか ※検診結果・検診結果報告書に必ず記載する必要があります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(4)	検診に従事する医師の胸部画像読影能力向上のために「肺がん検診に関する読影検討会や読影講習会」を年1回以上開催していますか。もしくは、他機関や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会を年1回以上実施させていますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	100.0%
	(5)	内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会（自治体以外の専門医 [※] を交えた会）を年1回以上開催していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した同様の委員会に年に1回以上参加していますか ※ 当該検診機関に属していないがん検診の専門医やがん検診の専門医などを利用します。	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	21	91.3%
	(6)	自治体の検診結果について、要検診者、検診受診率、がん発見率、陽性反応中等度等のプロセス指標を把握しましたか [※] ※「要検診者」は、検診結果の2名以上の読影医によって判定してください。 ※陽性反応中等度とは、自治体等と連携して判定してください。また自治体等が実施した検診結果を参照することも可です。	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	19	82.6%
	(7)	プロセス指標やチェックリストの遵守状況に基づいて、自治体の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	19	82.6%
	(8)	都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	22	95.7%
調査項目1～4の合計																											
★	(1)	回答(○、×)項目数	30	28	36	28	36	29	28	29	36	36	36	29	28	35	29	28	27	29	29	36	27	22	32		
	(2)	実施(○)の項目数	26	27	35	28	36	29	27	28	28	28	28	28	28	34	29	28	27	27	29	29	27	21	32		
	(3)	未実施(×)、実施予定(△)、未記入の項目数	5	2	1	0	0	0	2	1	8	8	8	1	0	2	0	0	2	2	0	7	2	4	0		
	(4)	調査対象外(－)の項目数	5	7	0	8	0	7	7	7	7	0	0	0	7	8	0	7	8	7	7	0	7	11	4		
	(5)	評価(未記入は×とみなす)	B	B	B	A	A	A	B	B	B	B	B	B	B	A	B	A	A	B	B	A	B	B	A		

※各検診機関において、肺がん検診の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したものではありません。

※千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会での検診を踏まえ、調査に御協力いただいた個別検診機関のうち、評価がAまたはBの検診機関のみ公表しています。

（評価がCまたはD、未回答の検診機関は掲載していません。）

★が付いている項目は、検診機関の取組に関する項目であり、付いていない項目は、市区町村等と連携して取組むことが可能な項目です。